

関係各位

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

本年10月1日からの消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）の引上げに係り、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定されています。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられ、各特別措置についてのガイドラインが示されています。

貴団体におかれては、消費税転嫁対策特別措置法及びガイドライン等の理解並びに遵守について、傘下の各団体及び事業者への周知方よろしくお願いします。

〈参考〉

- 1 内閣府消費税価格転嫁等対策ホームページ
<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>
- 2 政府広報オンライン「軽減税率制度」ホームページ
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#for_more_information
- 3 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン
「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」
https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf
「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0002.pdf
「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0003.pdf